

## 本会議における一般質問の運用（案）について

### ○ 運用について

- ・ 発言方法については、次の(1)、(2)の選択制とし、平成29年第4回定例会から試行する。
- ・ 発言方法の通告（次の(1)、(2)のいずれかを選択するか）は、一般質問の通告とあわせて行う。[別紙参照]
- ・ 発言方法において、問題又は協議が必要となる事項等が生じた場合は、その都度、議会運営委員会において協議する。
- ・ 議会運営委員会において、引き続き、一問一答方式を採用（導入）している自治体の実施状況などを調査研究する。

### ○ 発言方法について

#### (1) 一括質問・一括答弁、再質問から一問一答方式（従来の方法）

議員が通告した質問主題の要旨を登壇して一括質問し、その後、答弁者は自席でその質問主題の要旨に対して議員が通告した質問主題の要旨の順番で一括して答弁する。再質問からは従来のとおり、一問一答方式とし、議員は質問席から質問、執行部は自席で答弁する。

---

**【議員（登壇）】**

- ・ 1の質問〔市長及び担当部長へ〕
- ・ 2①の質問〔同上〕
- ・ 2②の質問〔同上〕

↓

**【答弁者（自席）】**

- ・ 1に対する答弁〔A部長〕
- ・ 2①に対する答弁〔市長〕
- ・ 2②に対する答弁〔B部長〕

↓

**【議員（質問席）】**

- ・ 1の再質問〔市長及び担当部長へ〕

↓

**【答弁者（自席）】**

- ・ 1の再質問に対する答弁〔市長及びA部長〕

↓

再質問へと続く

---

(2) すべて一問一答方式

議員は、通告した質問主題の要旨の1点目①番を登壇して質問、1点目の質問主題の要旨又は質問主題が2項目以上あるときは、議員は質問席から質問し、答弁者はすべて自席で答弁する。

---

<b>【議員（登壇）】</b>	1 ①の質問〔市長及び担当部長へ〕
↓	
<b>【答弁者（自席）】</b>	1 ①に対する答弁〔A部長〕
↓	
<b>【議員（質問席）】</b>	1 ①の再質問〔A部長へ〕
↓	
<b>【答弁者（自席）】</b>	1 ①の再質問に対する答弁〔A部長〕
↓	
<b>【議員（質問席）】</b>	1 ②の質問〔市長及び担当部長へ〕
↓	
<b>【答弁者（自席）】</b>	1 ②に対する答弁〔B部長〕
↓	
<b>【議員（質問席）】</b>	2 ①の質問〔市長及び担当部長へ〕
↓	
<b>【答弁者（自席）】</b>	2 ①の質問に対する答弁〔B部長〕
↓	
<b>【議員（質問席）】</b>	2 ①の再質問〔市長及び担当部長へ〕
↓	
<b>【答弁者（自席）】</b>	2 ①の再質問に対する答弁〔B部長〕
↓	
<b>【議員（質問席）】</b>	2 ①の再々質問〔市長及び担当部長へ〕
↓	
<b>【答弁者（自席）】</b>	2 ①の再々質問に対する答弁〔市長〕
↓	
<b>【議員（質問席）】</b>	2 ①の再々再質問〔市長へ〕
↓	
<b>【答弁者（自席）】</b>	2 ①の再々再質問に対する答弁〔市長〕
↓	

以降、通告した質問主題の要旨ごとに質問を行う

---

別紙

平成	年	月	日	
午	前・後	時	分	受付
受付番号	No.			

### 一般質問通告書

平成〇〇年かすみがうら市議会第△回定例会における一般質問を会議規則第62条第2項の規定により、次のとおり通告します。

年 月 日

かすみがうら市議会  
議長 中根光男 様

議席番号 番 議員名 印

<u>発言の方法</u>	<u>一括</u> ・ <u>一問一答</u>
	<u>(いずれかの方法を○で囲ってください。)</u>

質問事項 (質問の区分)	質問の要旨 (質問内容を具体的に記入して下さい。)	答弁を 求める者